

# 山梨県公報

第千五百五号

平成十六年

八月三十日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

予防接種の業務を行う医師	五六五
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	五六五
悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正	五六五
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	五六五
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	五六六
道路の区域変更(五件)	五六六
道路の供用開始(二件)	五六七
建築基準法に基づく道路位置指定	五六八
砂利採取業務主任者試験の実施	五六八
大規模小売店舗の新設に関する届出	五六九
国土調査の成果の認証	五六九
企業局	
山梨県企業職員の給与に関する規程及び山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	五六九
公安委員会	
山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	五七〇
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	五七〇
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正	五七一

## 告 示

山梨県告示第三百七十九号

山梨県告示第三百八十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
前田 優一	富士吉田市上吉田六千五百三十番地 国民健康保険富士吉田市立病院

山梨県告示第三百八十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
石原 俊秀	富士吉田市上吉田六千五百三十番地 国民健康保険富士吉田市立病院

山梨県告示第三百八十一号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から施行する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 中「、下部町」及び「、中富町」を削る。

別添図面中下部町、中富町及び身延町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和五十二年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から施行する。  
平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 中「、下部町」及び「、中富町」を削る。  
別添図面中下部町、中富町及び身延町に係る部分を次の図のように改める。  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十三号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から施行する。  
平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 中「、下部町」及び「、中富町」を削る。  
別添図面中下部町、中富町及び身延町に係る部分を次の図のように改める。  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年八月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 須玉八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

北巨摩郡大泉村大字西井出字石堂第一八二四〇番の一六地先から	北巨摩郡大泉村大字西井出字石堂第一八二四〇番の六九五地先まで	旧	一〇・五 一四・四	新	一一・六 二七・〇	一七八・五
-------------------------------	--------------------------------	---	--------------	---	--------------	-------

山梨県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年八月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七二九番の二地先から	北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七四八番の二地先まで	旧	六・〇 一八・〇	七三・〇
		新	六・〇 二二・五	七三・〇

山梨県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年八月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 増富若神子線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七四八番の二地先から 北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七二九番の二地先まで	六・〇	六・〇	一八・〇	七三・〇
	二二・五	六・〇		

山梨県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字平山二九八九番の二地先から 北都留郡小菅村字腰越四〇九三番地先まで	五・八	一五・七	二二・四	八六・〇
	二二・四	二四・八		

山梨県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字腰越四〇九一番の二地先から 北都留郡小菅村字腰越四〇九一番の二地先まで	二二・七	一一・六	一三・六	五・〇
	一一・七	一一・八		

山梨県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葎崎櫛形豊富線	南アルプス市大字寺部字村附二 三九六番の二地先から 南アルプス市大字鏡中条字将監 二二七七番の二地先まで	一九三〇・〇	平成十六年 九月七日

山梨県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	北都留郡小菅村字平山二九八九番の一地先から北都留郡小菅村字腰越四〇九三番地先まで	八六・〇	平成十六年九月四日

山梨県告示第三百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
東山梨郡春日居町小松字宮東五二番三、五二番六、五二番九、一〇五番四、一〇五番一、一〇五番一六、一〇五番一七、一一一番一、一一一番二三
- 二 道路の幅員  
最大六・五〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
三七・二〇メートル

公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十六年八月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 試験日時  
平成十六年十一月十二日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成十六年十月二十一日（木）から同年十一月五日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月五日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年十二月三十日まで縦覧に供する。  
平成十六年八月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利	栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コジマNEW甲府店  
(二) 所在地 甲府市中小河原一丁目十四番十二号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利	栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年四月十三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百平方メートル

三 届出年月日

平成十六年八月十二日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十六年八月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称

大月市、御坂町、中富町、南部町及び敷島町

二 調査を行った時期

大月市 平成十三年六月二十一日から平成十四年三月十二日まで

御坂町 平成六年九月七日から平成七年三月二十二日まで

中富町 平成十一年九月六日から平成十二年三月八日まで

南部町 平成十三年七月二日から平成十四年三月十五日まで

敷島町 平成十四年十一月一日から平成十五年三月二十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

大月市富浜町鳥沢の一部地区

御坂町大字上黒駒及び藤野木の一部地区

中富町大字西島の一部地区

南部町大字富士の一部地区

敷島町大字漆戸及び獅子平の一部地区

五 認証年月日

平成十六年八月十八日

## 企業局

山梨県企業局管理規程第十号

山梨県企業職員の給与に関する規程及び山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年八月三十日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章

山梨県企業職員の給与に関する規程及び山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

(山梨県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第四所在地の欄中「中巨摩郡竜王町竜王新町二二七七の三」を「甲斐市竜王新町二二七七の三」に改める。

(山梨県企業局組織規程の一部改正)

第二条 山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二山梨県営発電総合制御所の項中「中巨摩郡竜王町」を「甲斐市」に改める。

第三条 山梨県企業局組織規程の一部を次のように改正する。

別表第二山梨県営石和温泉管理事務所の項中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める。

附則

この規程は、平成十六年九月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十六年十月十二日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年八月三十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和六十年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二一の項第一号中「中巨摩郡竜王町」を「甲斐市」に改め、同項第五号中「主要地方道甲府榑形線」を「主要地方道甲府南アルプス線」に改め、同項第六号中「主要地方道甲府榑形線」を「主要地方道甲府南アルプス線」に改め、同項第七号中「主要地方道甲府榑形線」を「主要地方道甲府南アル

プス線」に改め、同項第八号中「中巨摩郡敷島町」を「甲斐市」に、「同町」を「同市」に改める。

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年八月三十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「中巨摩郡竜王町」を「甲斐市」に改める。

別表第三甲府警察署の部昇仙峡警察官駐在所、敷島北警察官駐在所及び敷島南警察官駐在所の項中「中巨摩郡敷島町」を「甲斐市」に改め、同表南甲府警察署の部竜王交番

の項中  
中巨摩郡竜王町 中巨摩郡竜王町  
篠原二二三三の 一 一 甲斐市 二三三の 一

篠原二三 甲斐市のうち 竜王、竜王新町、篠原、富竹新田、万才、名取、西八幡、玉川 に改め、同表南甲府警察署の部

右左口警察官駐在所の項中「東八代郡中道町下向山四三七〇」を「東八代郡中道町下向山一九二八」に改め、同表韮崎警察署の部登美警察官駐在所及び塩崎警察官駐在所の項中「北巨摩郡双葉町」を「甲斐市」に改め、同表南部警察署の部万沢警察官駐在所の項中「南巨摩郡南部町万沢三三三二の二」を「南巨摩郡南部町万沢五二〇四の一」に改める。

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第五十九号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律  
附則第三項に規定する市町村の区域の指定(平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号)  
の一部を次のように改正し、平成十六年九月一日から施行する。

平成十六年八月三十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

「南アルプス市」の下に「、甲斐市」を加え、「中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、同郡  
玉穂町」を「中巨摩郡玉穂町」に、「北巨摩郡双葉町、同郡明野村」を「北巨摩郡明野  
村」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番